

諏訪市移住促進空き家バンク家財処分補助金ご案内

諏訪市では、「諏訪市空き家バンク」に登録されている空き家（以下「登録空き家」という。）又は空き家バンクへの登録を予定している空き家の所有者に、家財処分に係る経費の一部を補助することで、空き家バンクへの空き家の登録と移住促進を図ります。

家財処分補助金のポイント

◎補助金の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 「登録空き家」又は空き家バンクへの登録を予定している空き家（以下「登録空き家等」という。）の所有者であって、市税を滞納していない方。

※「諏訪市空き家バンク」に登録されていない物件は、対象外となります

◎補助金の対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 家財処分に係る経費の1/2以内の額、**上限10万円**（但し、家電4品目は除く）
- ・ 家財処分業者は、市内に事務所若しくは事業所があって、一般廃棄物処理業の許可がある事業者が収集運搬及び処分を行うために要した経費であること。

◎補助金を申請できるタイミング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 「登録空き家」の所有者の場合：空き家バンク登録後、3カ月が経過していること

⇒申請のタイミングで「諏訪市空き家バンク」に登録されていること

(2) 「登録空き家等」の所有者の場合：家財の収集運搬及び処分を行った空き家が、空き家バンクに登録された日から3カ月が経過していること

⇒令和6年4月以降に、空き家バンク登録がなされ、且つ家財処分がされていること

対象者	補助率、補助金額
「登録空き家」又は「登録空き家等」の所有者	登録空き家等の家財処分に係る経費（但し、家電4品目（※注1）の処分費用は除く）の1/2以内の額、上限10万円

<家財処分の対象外>※注1：家電4品目：

- ①エアコン、②テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機
【事業フローのイメージ図】

◎空き家バンク登録をしている方（主なフロー）

◎空き家バンク登録をしていない方（主なフロー）



令和6年4月以降の家財処分が補助対象
家財処分後、すぐ申請可能



【バンク登録&家財処分】3カ月経過後の申請可

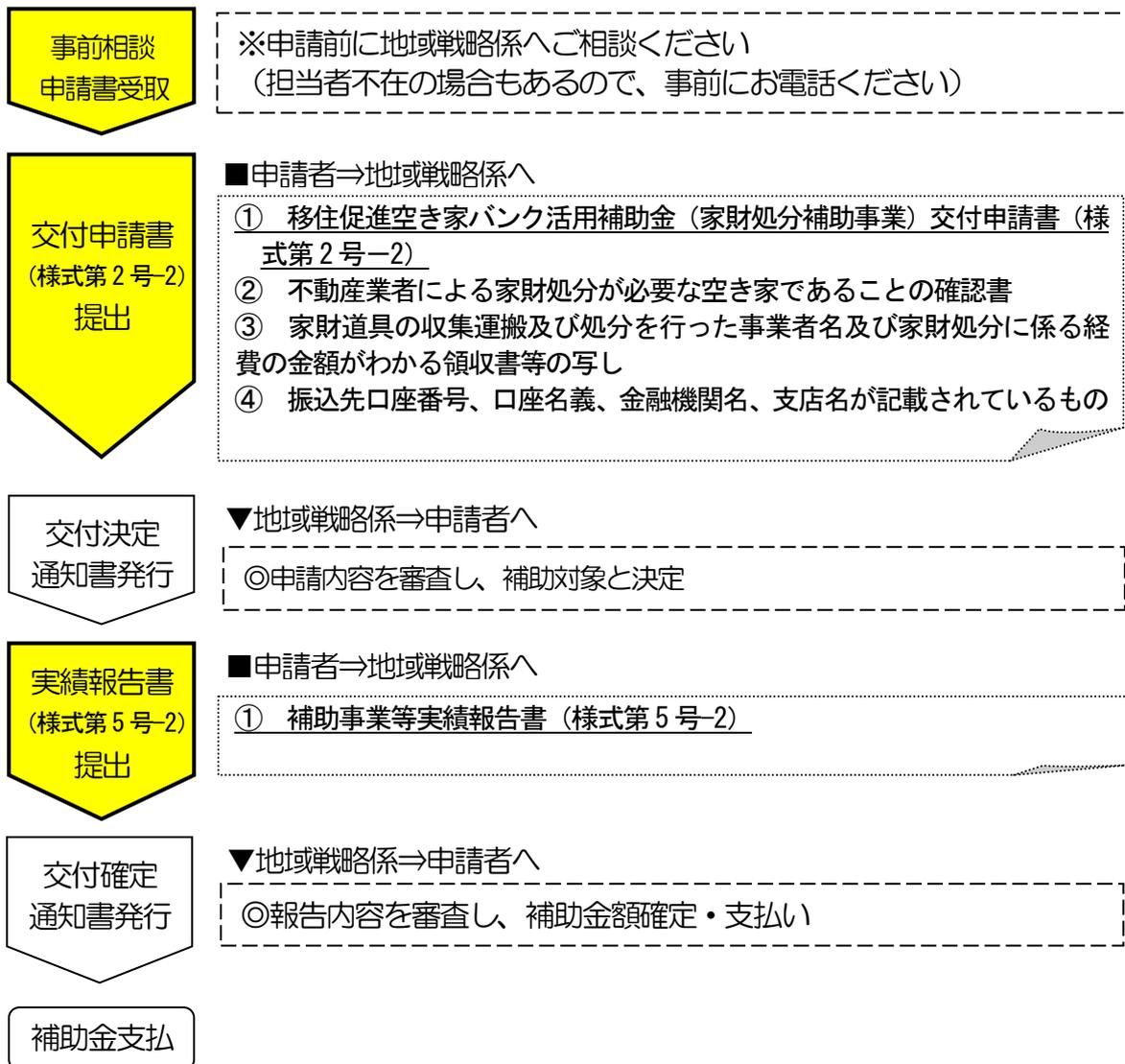
裏面に続きます

補助対象内容 補助率 補助金額	(1) 家財処分に係る経費の1/2以内の額(上限10万円) ※家電4品目は除く (2) 「諏訪市空き家バンク」に登録されていない物件は <u>対象外</u> 。 (3) 詳細は、諏訪市移住促進空き家バンク活用補助金等取扱基準をご覧ください。
申請期限	(1) 家財処分に係る経費を支払った日から起算して1年を経過する日まで。 (2) 当該物件の売買又は賃貸契約日から起算して1年を経過する日まで。

《ご注意ください》補助金の交付には要件があります。

空き家の家財を処分する前に必ずご相談ください。

★申請の流れ★



不明な点は事前に下記へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課地域戦略係 TEL 52-4141 (内線 283、285、289)